

返戻金制度について

採用決定者が入社後3か月以内に、自己都合または就業規則に基づき解雇に至った場合は、受領した紹介手数料の25%に消費税相当額を含めた金額を、その退職の通知を受けた日から1か月以内に求人者に返還するものとする。

ただし、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合、ならびに求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。